

## 市役所ロビー「広告入りマット」のご案内



### ◆広告入りマットの概要

那珂市役所本庁舎 1 階

市民課カウンター、税務課・収納課カウンター、会計課・指定金融機関窓口

1 箇所あたり 3 枚、合計 9 枚分のスペースがあります。

1 枚の大きさ 1,500mm×900mm (うち広告スペース 1,200mm×900mm)

年間来庁者数は、市民課 約 38,500 人、税務課 約 17,000 人です。

(特徴) ・マットはフルカラーで作成することができます。

・諸手続きのために来庁された市民の方にお知らせすることができます。

### ◆掲載できる広告

次のいずれにも該当しないもの

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
  - (2)政治活動又は宗教活動に係る広告
  - (3)個人の宣伝に係る広告
  - (4)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
  - (5)詐欺その他正当な取引と認められない広告
  - (6)貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
  - (7)その他掲載する広告として市長が適当でないとするもの
- ※あらかじめ、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

#### ◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)市税その他公租公課に滞納があるもの
- (2)本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4)暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (5)その他広告として掲載することが適当でないとして市長が認める者

#### ◆お申し込み・お問い合わせ先

広告入りマットは、株式会社アイ・アメニティ ダスキン笠原支店との協定に基づき設置しています。

広告をご希望の際には、**ダスキン笠原支店（水戸市小吹町 320-2、電話 029-305-0100）**あてお問い合わせください。